国立研究開発法人土木研究所研究評価要領

平成22年12月 6日規程第20号 改正 平成27年 4月 1日規程第19号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人土木研究所(以下「研究所」という。) が実施する研究の評価に当たり、必要となる事項を定めることを目的とする。

(内部評価委員会)

- 第2条 研究所内部の役職員で構成される内部評価委員会を設置する。
- 2 内部評価委員会の委員構成は別表 1 のとおりとする。なお、委員自らがプロジェクトリーダー、グループ長等として担当する研究については、評価を行わないこととする。
- 3 内部評価委員会は、第4条に規定する研究について評価し、その結果を理事 長に提出するものとする。
- 4 内部評価委員会による評価を効率的に実施するため、内部評価委員会の下に 次のとおり部会を設置し、第4条に定める研究区分のうち、プロジェクト研究 以外の研究区分の研究の評価を行う。
 - 一 第1部会は、つくば中央研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター、構造物メンテナンス研究センター及び先端材料資源研究センターが実施する研究を評価する。
 - 二 第2部会は、寒地土木研究所が実施する研究を評価する。
 - 三 部会の委員構成は、別表2のとおりとし、共通委員以外の委員については、 出席を任意とする。

(外部評価委員会)

- 第3条 研究所外部の学識経験者で構成される外部評価委員会を設置する。
- 2 外部評価委員会は、第5条に規定する研究について評価し、その結果を理事 長に提言するものとする。
- 3 外部評価委員会による評価を効率的に実施するため、外部評価委員会の下に 分科会を設置し評価を行う。
- 4 分科会に分科会長、副分科会長を置く。

- 5 外部評価委員会は、各分科会の分科会長及び副分科会長で構成し、外部評価 委員会に委員長、副委員長を置く。
- 6 外部評価委員会の委員は、原則として研究所と受委託の関係がない者のうちから理事長が選任して委嘱する。ただし、任期途中で研究所と受委託の関係が 生じた場合、委嘱は解除されるものとする。
- 7 外部評価委員会及び分科会の委員の任期は2年とする。ただし、その再任は 妨げない。

第2章 評価の対象となる研究

(内部評価委員会が評価する研究)

- 第4条 内部評価委員会が評価する研究は、次に掲げる研究区分を対象とする。
 - ー プロジェクト研究
 - 二 重点研究
 - 三 基盤研究
 - 四 その他、理事長が必要と判断した研究

(外部評価委員会が評価する研究)

- 第5条 外部評価委員会が評価する研究は、次に掲げる研究区分を対象とする。
 - ー プロジェクト研究
 - 二 重点研究
 - 三 その他、理事長が必要と判断した研究
- 2 前項の規定に関わらず、プロジェクト研究の個別課題のうち、委員が共同 研究者となっている共同研究及び競争的資金による研究に関連するものにつ いては、当該委員は評価を行わないものとする。

第3章 研究の評価と結果の公表

(評価の種類)

- 第6条 内部評価委員会及び外部評価委員会による研究評価は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、研究期間が3年以下の研究、第二号と第三号を同時期に実施する必要が生じた研究及び毎年度進捗報告を行い最終年度に評価を行う研究については、第二号の中間年における中間評価を省略することができる。
 - 一 事前評価
 - 二 中間年における中間評価
 - 三 計画変更に伴う中間評価

- 四 終了時評価
- 五 追跡評価

(事前評価)

- **第7条** 事前評価は、原則として研究を開始する年度の前年度に実施し、次の 事項について審議を行い、研究の実施の適否を評価する。
 - 一 研究の必要性(社会的要請、土研実施の必要性等)
 - 二 研究の効率性(実施体制、研究手法等)
 - 三 研究の有効性(達成目標等)
 - 四 その他、研究の内容に応じて必要となる事項

(中間年における中間評価)

- 第8条 中間年における中間評価は、原則として研究を開始した年度の翌々年度に実施し、次の事項について審議を行い、研究の継続の適否を評価する。
 - 一 研究の進捗状況
 - 二 成果の発表
 - 三 研究計画の修正の必要性
 - 四 その他、研究の内容に応じて必要となる事項

(計画変更に伴う中間評価)

- 第9条 計画変更に伴う中間評価は、原則として研究計画の変更を行う前年度に実施し、次の事項について審議を行い、研究の継続及び研究計画の変更の 適否を評価する。
 - 一 研究の進捗状況
 - ニ 成果の発表
 - 三 計画変更の必要性
 - 四 その他、研究の内容に応じて必要となる事項

(終了時評価)

- 第10条 終了時評価は、原則として研究完了年度またはその翌年度に実施し、 次の事項について審議を行い、研究の成果を評価する。ただし、研究期間中 に、事前評価を経て研究区分を変更した場合は、変更前の研究区分における 終了時評価を省略することができる。
 - ー 達成目標への到達度
 - 二 成果の発表
 - 三 社会への普及の取組

四 その他、研究の内容に応じて必要となる事項

(追跡評価)

第11条 追跡評価は、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点で、成果 の普及等を主体として実施する。

(評価結果の公表)

- 第12条 内部評価委員会による評価結果は、土木研究所ホームページ並びに 自己評価書への記載により公表する。
- 2 外部評価委員会による評価結果は、土木研究所ホームページ並びに自己評価書への記載のほか、土木研究所資料として取りまとめて公表する。

第4章 研究の実施

(研究の実施)

第13条 第7条から第9条までの規定により評価された研究については、内 部評価委員会及び外部評価委員会の結果を踏まえ、理事長が研究の採否を決 定する。

第5章 その他

(研究評価委員会の事務局)

第14条 内部評価委員会及び外部評価委員会の事務局は研究評価・国際室と し、企画室と連携・協力して実施する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成16年4月20日から施行する。

附則

- 第1条 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 第2条 土木研究所と北海道開発土木研究所の統合に伴う経過措置については、 次の各号に定めるところによる。

- 一 土木研究所が実施し、平成17年度に終了した研究及び平成13年度から平成17年度にかけての中期計画に基づく研究の事後評価については、前条の規定に関わらず、改正前の「独立行政法人土木研究所研究評価要領」に基づいて実施する。
- 二 北海道開発土木研究所が実施し、平成 17 年度に終了した研究及び平成 13 年度から平成 17 年度にかけての中期計画に基づく研究の事後評価については、前条の規定に関わらず、平成 14 年 1 月 4 日独北研企第 262 号「独立行政法人北海道開発土木研究所評価規程」、同第 263 号「独立行政法人北海道開発土木研究所評価要領」及び平成 15 年 4 月 1 日独北研企第 49 号「プロジェクト研究「地球温暖化対策に資するエネルギー地域自立型実証研究」に関する技術支援委員会規程」に基づいて実施する。
- 三 前項の事後評価を行うにあたり、平成 18 年 3 月 31 日以前に北海道開発土 木研究所理事長が委嘱した委員については、土木研究所理事長が委嘱したも のとみなす。
- 四 第1項及び第2項の事後評価終了をもって、平成18年3月31日以前に土 木研究所理事長が委嘱した委員及び第3項の委員の委嘱は解除されたもの とみなす。
- 第3条 平成18年4月1日以降に改めて委嘱された委員により構成される外部 評価委員会において委員長が決定するまでの間は、理事長が必要と認めることをもって、要領第3条第6項及び第4条第5項に定める委員長が必要と認めた場合とみなす。

附則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月15日から施行する。

附則

この要領は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成22年11月15日規程第16号)

- **第1条** この要領は、平成22年11月15日から施行する。
- 第2条 平成22年度で完了する研究の事後評価については、前条の規定に関わらず、改正前の要領に基づいて実施する。

附 則(平成22年12月6日規程第20号)

この要領は、平成22年12月6日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規程第19号)

- 第1条 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 第2条 平成26、27年度で完了する研究の評価については、前条の規定に 関わらず、廃止前の「独立行政法人土木研究所研究評価要領」に基づいて実 施する。

別表 1

内部評価委員会の委員構成^{※1}

委員長	理事長		
委員	理事**2		
	審議役		
	研究調整監		
	地質監		
	企画部長		
	技術推進本部長		
	技術開発調整監		
	総括研究監		
	水災害・リスクマネジメント国際センター長		
	構造物メンテナンス研究センター長		
	先端材料資源研究センター長		
	総務部長		
	材料資源研究グループ長		
	地質・地盤研究グループ長		
	水環境研究グループ長		
	水工研究グループ長		
	土砂管理研究グループ長		
	道路技術研究グループ長		
	水災害研究グループ長		
	耐震総括研究監		
	橋梁構造研究グループ長		
	耐震研究監		
	管理部長		
	寒地基礎技術研究グループ長		
	寒地保全技術研究グループ長		
	寒地水圏研究グループ長		
	寒地道路研究グループ長		
	寒地農業基盤研究グループ長		
	特別研究監		
	地質研究監		

- ※1 ただし非常勤職員を除く。
- ※2 国立研究開発法人土木研究所における役員の事務分掌等に関する規程 (平成27年規程第18号)第4条に規定する理事とする。

別表2

内部評価委員会の部会の委員構成※1

	第1部会	第2部会	
共通委員	理事長		
	理事**2		
	審議役*3		
	研究調整監		
	地質監		
	企画部長		
	技術推進本部長		
	技術開発調整監		
	総括研究監		
	水災害・リスクマネジメント国際センター長		
	構造物メンテナンス研究セン:	ター長	
	先端材料資源研究センター長		
委員	総務部長	管理部長	
	材料資源研究グループ長	寒地基礎技術研究グループ長	
	地質・地盤研究グループ長	寒地保全技術研究グループ長	
	水環境研究グループ長	寒地水圏研究グループ長	
	水工研究グループ長	寒地道路研究グループ長	
	土砂管理研究グループ長	寒地農業基盤研究グループ長	
	道路技術研究グループ長	特別研究監	
	地質研究監	地質研究監	
	水災害研究グループ長		
	耐震総括研究監		
	橋梁構造研究グループ長		
	耐震研究監		
	特別研究監		

- ※1 ただし非常勤職員を除く。
- ※2 国立研究開発法人土木研究所における役員の事務分掌等に関する規程 (平成27年規程第18号)第4条第1号に規定する理事は、第1部会 長を務める。
- ※3 国立研究開発法人土木研究所組織規程(平成27年規程第30号)第2 条第3項に規定する審議役は、第2部会長を務める。